平成２４年（フ）第２１９号
兵庫県高砂市荒井町小松原２丁目14番17号
債務者　株式会社西村工務店
代表者代表取締役　西村　泰三
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成24年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６７号
京都市伏見区竹田中島町215番地　パルティール303、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区竹田中島町109―１　パルティール303
債務者　荒川建設株式会社
代表者取締役　荒川　星明
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
東京都千代田区九段南４丁目８番30号
債務者　株式会社ビーム総研
代表者代表取締役　森　　弘喜
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７７号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目14番８号
債務者　株式会社小江戸屋
代表者代表取締役　石川真由美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０１号
大津市仰木の里４丁目６番６号
債務者　有限会社キル
代表者代表取締役　西村　晃一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　裕恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時10分
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
神戸市北区北五葉１丁目１番37―503号
債務者　有限会社メディカルフォーティーフォー
代表者代表取締役　中藤　俊一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００５号
名古屋市中村区稲西町123番地の２
債務者　株式会社ヤマショウ
代表者代表取締役　深草　正信
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後２時５分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２７号
名古屋市東区徳川町108番地
債務者　エーブランドカンパニー株式会社
代表者代表取締役　山﨑　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下出　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７８号
滋賀県彦根市日夏町680番地15
債務者　冨永商会こと　冨永　貞次
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲津　貴央
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県出水市高尾野町大久保992番地２　グリーンハウス11号、前住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目11番13号
債務者　岩元　次男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県出水市高尾野町大久保992番地２　グリーンハウス11号、前住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目11番13号
債務者　岩元　竹子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
宮城県塩竈市宮町８番11号　金塚荘３号
債務者　尹田　昭一
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
愛媛県西予市城川町土居599番地
債務者　白田　公士
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５４７号
千葉県市川市末広１丁目12番13―301号　エステート渋谷
債務者　田中　愼一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５９号
千葉県市川市八幡２丁目７番19―302号　ＫＫレジデンス
債務者　青木　善彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間水月
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係